

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋6-2-1 木村ビル802

■ 中小企業が申請できる、災害発生時の支援制度は？

Q

都内で、会社を経営しています。先週金曜日に発生した東北地方太平洋沖地震後、テレビで放映される悲惨な映像に、救出活動の進展をただただ祈っています。もし、今回の自然災害が原因で損害をこうむった場合、**中小企業が申請可能な資金面の支援策**にはどのようなものがあるのでしょうか？

解説

1. 小規模企業共済災害時貸付

小規模企業共済へ加入をして、1年を超える事業者が災害により被害を受けた場合、**積立金の範囲内で上限1,000万円まで即日融資**（申込が午前中であれば午後）を受けることができます。**年率は0.9%**を適用。

<窓口> 商工組合中央金庫各支店（詳しくは <http://www.smrj.go.jp/skyosai/054011.html>）

2. 災害復旧貸付の金利引き下げ

被災した中小企業者が、今後の事業継続にあたり**設備資金や運転資金の貸付**を受けることができます。災害救助法により認定された地域が対象で、期間10年以内で**一般より低い特別利率**で借入可能です。（日本政策金融公庫のHP <http://www.cjfc.go.jp/jpn/search/37.html>）

窓 口		日本政策金融公庫	商工組合中央公庫
貸付限度額		1.5億円（中小事業）	1.5億円
		3,000万円（国民事業）	
貸付金利	1000万円まで	中小事業 0.85% （= 1.75% - 0.9%）	
		国民事業 1.35% （= 2.25% - 0.9%）	
	1000万円超	中小事業 1.75%	
		国民事業 2.25%	

中小事業...中小企業事業

国民事業...個人企業や小規模企業向けの小口資金（生活衛生関係事業を含む）

要するに...

甚大な被害を受けた中小企業に対しては、**災害救助法が適用**され数々の特例の支援策が実施されます。原則として、**市区町村長から被災証明**を受けることで、担保や保証条件について弾力的な対応を受けることが可能です。また、上記の制度以外にも、**セーフティネット保証制度や雇用調整助成金、既往債務の返済期限の緩和**など数多くの支援制度が存在します。まずは各対応窓口にコンタクトをとって、今回の危機を乗り越えていきましょう！